

令和8年度 柏原市交通安全推進協議会 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

令和5年4月から道路交通法が改正され、自転車の乗車中はヘルメットの着用が努力義務化されました。

ヘルメットは、事故の際の重傷化を防ぐための大切な安全装備です。

この補助金を活用して、自転車の乗車中はヘルメットを着用しましょう。



補助金の対象となる購入経費

令和8年4月1日以降に購入したヘルメットの費用

※令和8年度中に注文から支払いまで完了しているもの

補助対象者 ※(1)から(4)まですべてを満たす方が対象

- (1) ヘルメット購入後も自転車乗車時は、毎回ヘルメットを着用し、交通安全に寄与できる者
- (2) 申請日及びヘルメット購入日において柏原市内に住所を有し、同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者。ただし、使用者が未成年等の場合にあっては、補助対象者はその保護者等とする。
- (3) 柏原警察署、柏原交通安全協会及び柏原市交通安全推進協議会が主催する下記の行事に令和8年度中に年1回以上参加し、交通安全のルール等を学んだ者
 - ア 安全運転講習会（自動車、自転車）
 - イ 柏原市交通安全ひろば
 - ウ 柏原市交通安全市民の集い
- (4) 柏原市暴力団排除条例(平成25年柏原市条例第27号)第2条第6号に規定する暴力団、同条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者でない者

補助対象のヘルメット ※(1)と(2)のいずれの要件も満たすヘルメット

- (1) 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造された新品のもの(ただし、オークションやフリーマーケットなど個人間売買等により購入されたものは対象外)
- (2) 次の安全基準マークのいずれかの認証等を受けたもの

- ア SGマーク
- イ JCFマーク
- ウ CEマーク
(EN1078のみ)
- エ GSマーク
- オ CPSCマーク

SG マーク	JCF マーク	CE マーク	GS マーク	CPSC マーク
一般財団法人 製品安全協会 の安全認証	公益財団法人 日本自転車競 技会連盟の安 全認証	EU加盟国の 安全認証	ドイツの安全 認証	米国消費者製 品安全委員会 の安全認証
				

補助金額

上限2,000円（こども用ヘルメットは上限1,000円）

- ・100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨て
- ・使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限り
- ・購入により発生した送料や手数料等の購入に付随する経費は除く
- ・購入に要する経費のうち、クーポン等の割引を受けた場合は、それらの相当額を除く

補助金の申請から交付までの手続き

1 ヘルメットを購入

新品で安全基準マークがあるものかご確認ください。

基準等を満たしているものであれば、インターネット等での購入も構いません

2 申請書を提出

申請書を柏原市役所交通政策課に提出（郵送不可）

※申請書は窓口又は市ホームページで入手できます

添付書類等

(1)領収書その他代金の支払い手続きが完了したことを証する書類

※申請者又は使用者の氏名、領収日、領収金額、購入販売店等、購入品名が記載されたもの

(2)購入したヘルメットの現物及び保証書等安全基準に適合していることが分かる書類

(3)顔写真入り公的身分証明書(本市在住が分かるもの)

(4)指定した講習会・イベントに参加したことが分かるもの



3 補助金支給

申請書類を審査の上、不備等がなければ窓口でお支払いします。

申請期間

令和8年5月1日から令和9年3月24日まで

※年度末の期限にご注意ください。

その他

- ・申請期間内であっても補助金予算額に達し次第、受付終了となります
- ・購入したヘルメットの現物を確認するため、また補助金を窓口で支給するため、郵送での申請はできません。
- ・申請内容に不備があった場合、再度窓口にお越しいただくことがあります。また、申請内容に不正があった場合は、支給した補助金を返却いただくことがあります。

申請窓口（問い合わせ先）

柏原市安堂町1番43号 柏原市役所別館2階 都市デザイン部交通政策課 072-971-2263

窓口・電話対応時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30（祝日・年末年始除く）